

## 第 1 1 回陸前高田都市計画

### 今泉地区被災市街地復興土地区画整理審議会議事録

- 1 日 時 平成 2 9 年 8 月 2 9 日 (火)  
午後 1 時 3 0 分 開会  
午後 2 時 2 0 分 閉会
- 2 場 所 UR 都市機構陸前高田復興支援事務所 1 階大会議室
- 3 議 案 報告事項 (1) 事業計画変更 (第 4 回) について  
報告事項 (2) 評価員の選任について  
報告事項 (3) 仮換地の指定の軽微な変更について  
諮問事項 (1) 仮換地指定変更について (諮問第 1 5 号)  
原案のとおり承認された  
諮問事項 (2) 仮換地指定について (諮問第 1 6 号)  
原案のとおり承認された
- 4 出席委員 (1 3 人)  
会 長 南 正昭 会長代理 菅野 信 委 員 石川 秀一  
委 員 岩淵 達夫 委 員 及川 和雄 委 員 菅野 勝郎  
委 員 長沼 正宏 委 員 細田 孝 委 員 村上 光昭  
委 員 (株)八木澤商店 委 員 吉田 裕 委 員 藤田 治彦  
委 員 渡邊 健治
- 5 説明のため出席した職員  
市街地整備課主幹 鈴木 明廣  
市街地整備課課長補佐兼区画整理係長 青山 豊英
- 6 職務のために出席した職員  
企画理事 菊池 満夫 復興局長兼市街地整備課長 熊谷 正文

建設部長兼都市計画課長 阿部 勝

市街地整備課副主幹兼用地係長 佐藤 渉

市街地整備課主任技師 遠藤 智嗣 市街地整備課主任 竹内 徹

市街地整備課主事 佐藤 嘉嗣 市街地整備課主事 小野寺 伸幸

UR都市機構職員

陸前高田復興支援事務所長 草場 優昭

陸前高田復興支援事務所副所長 山下 昭一郎

陸前高田復興支援事務所副所長 中村 鉄生

陸前高田復興支援事務所調整役 村田 知厚

市街地整備第二課主幹 南部 仁 市街地整備第二課主幹 斎藤 範直

## 7 審議会の概要

午後1時30分 開会

### 1 開会

#### ○事務局（鈴木主幹）

定刻となりましたので、只今から第11回陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理審議会を開催いたします。

本日は、ご多忙中のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、しばらくの間、進行役を務めさせていただきます市街地整備課の鈴木と申します。よろしく願いいたします。

この後の議事に入ります前に、委員の皆様方へお願いがございます。審議会の記録を作成するために録音と写真撮影を行いますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、早速ではございますけれども、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

はじめに、施行者の陸前高田市を代表しまして、復興局長の熊谷よりご挨拶を申し上げます。

#### ○事務局（熊谷局長）

南会長をはじめ委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして本当にありがとうございます。

また、日頃から今泉地区の区画整理事業につきまして、お力添えをいただいておりますことに感謝申し上げる次第でございます。

今泉地区でございますが、ご存じのとおり、今年に入りまして今泉地区とそれから長部地区の災害公営住宅に入居が始まりまして、そして7月から、換地の方、防集の方々の引き渡しができるにつきまして、7月には高台6、それから8月になりまして、高台5北の方の引き渡しができるようになってございますし、それと共に住宅の着工が、始まっているところでございます。

本日、皆様方にご審議いただきます内容につきましては、事業計画変更の認可を受けまして、これで仮換地指定ができていなかった方々の仮換地指定が、できるようになりましたので、それをお諮りするところでございます。

皆様方には、日頃から区画整理事業の推進にお力添えをいただいているところでございますが、以前の審議会におきまして、区画整理事業を目で見てわかるような模型を作ってもらいたいというご要望がございまして、先ほどから皆様方にご覧いただきましたけども、後ろの方に模型も作らせていただきました。

今後いろんな場面で、今泉地区の状況を皆様にご理解いただけるために、ご活用いただきたいと思っておりますし、私どもも積極的に活用してまいりたいと考えているところでございます。

本日は、皆様方にお諮りする内容もそうでございますが、今後の内容につきましても、もし時間がございましたら、このあと、終わった後に模型を使いながら、お話しもできればと考えているところでございますので、本日は、どうぞよろしく願いいたします。

## ○事務局（鈴木主幹）

それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております議事次第をご覧くださいと存じます。

本日の審議会につきましては、議事次第のとおり、報告事項の（3）、及び議案事項（1）、（2）が非公開となっておりますので、傍聴の方及び報道機関の関係者におかれましては、説明に入ります前に退場をお願いいたします。

続きまして、配布資料一覧をご覧ください。公開事項となります資料1及び資料2と一緒に1冊に綴じ込んでございますので、ご確認をお願いいたします。

資料3から資料5につきましては、非公開事項となりますので、説明時に配布をさせていただきます、会議終了後に回収させていただきますので、あわせてよろしく願いをいたします。

それでは、これより議事に入りたいと存じます。

報道機関の関係者にお伝えします。これから議事に入りますので、カメラの撮影は、ご遠慮するようお願い申し上げます。

それでは、南会長、議事の進行をよろしく願いをいたします。

### ○会長（南会長）

はい、それでは只今から第11回今泉地区被災市街地復興土地区画整理審議会の審議に入ります。

まず、審議に入ります前に、事務局より本日の会議の成立について報告をお願いいたします。

### ○事務局（鈴木主幹）

会議の成立は、土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が必要とされております。

本日は、審議会の委員15名のうち13名のご出席をいただいております。よって、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

### ○会長（南会長）

はい、それでは議事を進めます。

審議会規則第9条の規定に基づきまして、議事録署名委員2名を指名したいと思います。本日の議事録署名委員は、細田孝委員、村上光昭委員をお願いいたします。

### ○会長（南会長）

それでは、議事次第に従いまして報告事項から入ります。

(1) 事業計画変更第4回について、及び評価員の選任についてを事務局からご説明をお願いします。

### ○事務局（青山課長補佐）

市街地整備課の青山です。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。それでは、事業計画変更第4回についてご説明いたします。

配布資料一覧と書いてある資料を1枚めくっていただきますと、右肩に資料1と書かれた、事業計画変更第4回についての資料がございます。その資料の2ページをご覧願います。この資料は、岩手県知事から平成29年8月4日付けで、事業計画変更第4回の認可を受けた書類の写しでございます。

3ページをお開き願います。今泉地区におきましては、土地区画整理事業の進捗に伴い、土地利用計画及び一部整備箇所や整備スケジュール等の見直しを行いました。

始めに土地利用計画の見直し箇所をご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願います。4ページが変更前で5ページが変更後の土地利用計画図となっております。

5ページの土地利用計画図でご説明いたします。点線で囲まれている①は5ヶ所ござい

ますが、それぞれ造成計画の設計が進んだことから、道路線形や宅地形状を見直すことで、宅地を利用しやすいように変更したものです。宅地形状を見直した結果、隣接している公園や緑地の面積も変更しております。

次に高台2の左側に点線で囲まれている②をご覧ください。こちらは、山側からの土石流対策のため造成計画を見直しいたしました。具体的には、緑地の箇所に土堰堤を設けることで、土石流を宅地に流れなくする計画としており、これに伴い、道路線形や緑地の形状を見直ししております。

図面の右側の点線で囲まれている③をご覧ください。こちらは、設計が進む中で区画整理事業区域内や三陸沿岸道路を含む雨水流域の見直し、また雨水排水計画を精査したことにより、平地部の水路幅を見直しいたしました。これに伴い、道路及び公園緑地の形状も見直ししております。

3ページにお戻り願います。事業計画の概要でございますが、地区面積112.4ha、平均減歩率57.14%、計画人口約1,600人につきましては変更ございません。

事業施行期間でございますが、工事完了を平成30年度から平成32年度とし、清算期間の5年間を含め平成37年度までといたしました。また、総事業費につきましては、115億4千万円増の760億4千万円となっております。

これまでの経緯につきましては、平成24年2月の土地区画整理事業先行地区の都市計画決定から始まっておりますが、直近では2ページの資料にもあるとおり、平成29年8月4月に岩手県知事から事業計画変更第4回の認可を受けたところでございます。

次に6ページをお開き願います。今泉地区整備スケジュールでございますが、それぞれ高台部、かさ上げ部、平地部で色分けをしております。

初めに高台部でございますが、高台4から高台7につきましては、平成29年度内に工事を完成する予定としております。その内先ほど局長の挨拶でもございましたが、高台6は平成29年7月3日に、高台5北は平成29年8月7日に使用収益を開始しているところでございます。また、高台2、3につきましては、平成30年度、かさ上げ部及び平地部につきましては、平成29年度から平成32年度に工事を完成する予定としております。

以上で事業計画変更第4回についての報告を終わります。

引き続き、評価員の選任についてご説明いたします。8ページをお開き願います。

陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る評価員について、人事異動に伴い仙台国税局大船渡税務署統括国税調査官小原陸弘氏を選任しましたのでご報告いたします。

なお、土地区画整理法第65条第1項の規定に基づく同意については、平成27年8月4日付け第4回土地区画整理審議会諮問第3号において、人事異動により当該役職者が交代した場合においても、当該役職に就いた者を評価員として選任することで、答申を得ているところでございます。

以上で評価員の選任についての報告を終わります。

**○会長（南会長）**

はい、それではただ今ご説明がありました報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

**○会長（南会長）**

事業計画変更と評価員の選任について、特によろしいでしょうか。

（質問なし）

**○会長（南会長）**

はい、それでは特にご質問等もございませんようですので、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

ここで、傍聴人及び報道機関マスコミの関係者にお伝えします。これからの議事は、傍聴内規第7条第1項により、会議を非公開といたしますので、傍聴人及び報道機関マスコミ関係者は、退席していただくようお願いいたします。

以下、報告内容及び議案内容については、非公開となります。議案のうち、議案第1号、2号につきましては、次のとおりとなります。

答申書

諮問第15号「仮換地指定変更について」

諮問第16号「仮換地指定について」

諮問内容を承認する。

**○会長（南会長）**

以上を持ちまして、本日予定の議事事項は終了いたしました。その他、委員の皆様からご発言等は、ございますでしょうか。

**○細田孝委員**

今泉の緑地は何㎡位あるのでしょうかね。この清算が終わった後、誰がお金を出して管

理するのか。

市の方で余計な山とかいっぱいありますよねえ。例えばかさ上げして、結構余分な土地を買って、誰が管理して、誰がお金を維持して、誰が管理するのか。

### ○事務局（青山課長補佐）

先ほど、緑地の面積ということで質問がございましたけれど、手持ちに集計した資料がなく、今お答えできません。申し訳ございません。

緑地の管理につきましては、市の内部でそれぞれ管理する担当課を、相談してございます。ですので市の方といたしましては、緑地の管理、それから道路の管理とかそういった管理する部門、管理を担当する課を決定して、その課で今後管理していく予定でございます。

### ○細田孝委員

よろしく願いいたします。

### ○細田孝委員

今泉の造成工事の振動とか、騒音に関する定義をちゃんと説明してください。

### ○事務局（UR都市機構中村副所長）

UR都市機構の中村と申します。

今泉地区の造成工事等で、切り回しする騒音、振動等で大変ご迷惑をおかけしております。

ただ今、今泉地区の方でやっております発破の作業につきましては、日本火薬工業会で基準値を取っています管理値を基準として今作業を進めております。

その基準値と言いますのが、騒音につきましては100デシベル、振動につきましては83デシベルを超えないことを基準としております。

### ○細田孝委員

俺が調べたところによると決まりはないと書いてある。特定建設業に準ずるしかないんじゃないの。

この前、最初質問した時に、ちゃんと特定建設業で騒音85、振動75というこういう書類が、お宅の方から出したのだよ。

### ○事務局（UR都市機構中村副所長）

発破作業につきましては、今の基準を基準としております。

造成工事につきましては、騒音規制法、それから振動規制法に基づきます特定建設作業

の基準に基づいて、今おっしゃいました基準に基づいて造成工事の方は、進めてまいりたいと思っております。

その特定建設作業の基準値といいますのが、騒音につきましては85デシベル、振動につきましては75デシベルで、基準となっておりますので、これを超えない形で造成等の工事は進めてまいりたいと思っております。

**○細田孝委員**

その75、85を出していい期間は。

**○事務局（UR都市機構中村副所長）**

環境省、法律によります騒音規制法、それから振動規制法に基づく基準でございます。

**○細田孝委員**

俺が調べたところによると、住居地域はひと月と書いてあったよ。工業地域でふた月と書いてある。

**○事務局（UR都市機構中村副所長）**

特定建設作業の指定区域につきましては、法律に基づきます指定がなされますが、今回陸前高田市につきましては、これらの特定建設作業の指定区域、騒音指定地域、それから振動指定区域等の指定が、なされていない市町村ということになっております。

**○細田孝委員**

それは岩手県の基準から外れていることは知っているけど、それは普通の環境対策の50デシベルとかいうやつを外しただけだよ。特定建設業の決まりが残っているじゃん。どこにも外したというのは、なんぼ調べてもなかったよ。

**○事務局（UR都市機構中村副所長）**

基準としては外れております。私どもの造成工事といたしまして、この特定建設作業の基準値でございます75デシベルと85デシベルで造成工事の方は、進めてまいりたいというふうに思っております。

発破作業につきましては、日本火薬工業会の方で基準値を定めておりますので、そちらの方の騒音100デシベル、振動につきましては83デシベルを基準として作業を進めております。

**○細田孝委員**

じゃあ85デシベル、ピー（笛を吹く）。

この音ぐらいが85デシベルだよ。こんな音を出すのは、特定建設業でひと月以上出しではダメだと書いてある。それが何年やっているの。

6日間、この間は日曜日もダイナマイトだ。ねえ、そうでしょう。6日間で書いてあるのに、日曜日、休日は休みと書いてあるのに。

#### ○事務局（UR都市機構中村副所長）

ただ今の建設作業はそういった形でやっておりますが、発破作業につきましては、今の基準を採用しています。

昨日の発破で、77.8デシベルの振動の測定値を観測したというふうに聞いておりますが、それも基準値内ということで認識をしております。

#### ○細田孝委員

普通の住居地域で、岩手県でいくと45とか55とかその程度だよ。住居地域によって違うけど。それで特別に建設業は75とか85とかって決められているの。

それを85とか100に勝手に上げられたら困るんだよ、こっちは。住んでいるんだから。

#### ○事務局（UR都市機構中村副所長）

今まで地元説明会等でも、説明させてもらっています。

#### ○細田孝委員

地元説明会っていつ説明した。

#### ○事務局（UR都市機構中村副所長）

7月2日開催の説明会でもやっております。

発破作業につきましては、先ほどの基準、建設工事等につきましては、特定作業の基準の指定はされておきませんが、その基準を準拠して施工してまいりたいというふうに考えております。

#### ○細田孝委員

妥協案として、広報に今現在の建物の影響を狂っている所、いっぱいあるから。

俺んちも確認して相当ひび入っているから、基礎にもひび入っているからね。全部広報に出すよう交渉して。これだけ迷惑かけてますって。

#### ○会長（南会長）

今お話がございましたことを、ちょっとこの審議会の場を飛び出ているところがありま

して、お話をあげるところはあるのでしょうか。

この審議会であげるというよりも、今細田委員からあったご意見等は、あげるというか、提出するころがあれば、そちらでお答えをしていただきますか。

### ○事務局（青山課長補佐）

市街地整備課の方で、家屋の方の事前調査ということで、家屋の状況を確認してございます。

工事等が終わりましたら、事後調査ということで、その事後の建物の状況を確認させてもらいまして、その状況により、今後いろいろと相談させていただければと考えてございます。

また、事後調査の時期については、工事がひと段落した時に進めていく予定でございます。

今後につきましては、例えば雨漏りですね、そういったすぐに対応しなければいけないという部分につきましては、ご連絡いただければ市街地整備課の方で、すぐ行って対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

### ○細田孝委員

何回話合ってもだめだ。散らばしてこうポンポンとやれば振動が治まるよと言っているのにいっぺんにドーンとやる。

昨日なんか1.6トンだよ、火薬。75デシベルかける2なんだぞ、きのうは78弱。75が2つ揃ったの。3デシベル上がると倍になるんだよ、エネルギー的に。

工期がない工期がないと人に押し付けているんじゃないよ。

### ○事務局（青山課長補佐）

個別な案件になろうかと思いますので、その部分につきましては、また改めてご相談させていただきます。うちの方でも対応策を、またお持ちいたしますので、ご相談いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど細田委員の方から緑地の面積ということで、お話がございましたけれど、今の事業計画でいいますと緑地の面積は、19万6082㎡ということで、今計画しているところでございます。

### ○細田孝委員

ここで発表してほしいのですが、危険区域はそのままだよということ。

つまり、山際に土留めしない。危ない所は土留めした方がいいじゃないのかと言ったら、危険区域は土留めしないよって言った。土留めしないのね、今後。埋めたまんまね。

山際がこう上がるんだよ、かさ上げして。山際は今度、まだ危険区域のがけ地が出てく

るでしょう。

### ○事務局（青山課長補佐）

今お話があったのは、急傾斜地のお話かと思います。こちらにつきましては、確かにうちの方で盛り土をいたしますけれど、山際の部分、例えば諏訪神社辺りが急傾斜地になっていると思うのですけれど、そちらの部分は、外れないと思っております。

いずれ造成計画が終わった段階で、こちらの方は岩手県が調査して、また改めて告示の範囲を公表していくかと思います。造成しても急傾斜地の範囲は、変わることはあってもなくならない場所もございます。

### ○会長（南会長）

はい、その他よろしいでしょうか。

（発言なし）

### ○会長（南会長）

事務局からご報告事項はございますでしょうか。

### ○事務局（鈴木主幹）

特にその他の報告事項はございません。

### ○会長（南会長）

はい、よろしいでしょうか。議事録につきましては、事務局でとりまとめた後、後日、私と議事録署名委員2名で署名することといたします。

それでは、本日の第11回陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地地区画整理審議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

### ○事務局（鈴木主幹）

本日は忙しい中、南会長をはじめ、委員の皆様方、長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございます。

それでは、非公開資料の資料3から5までを回収させていただきます。なお、回収された資料の確認が終わるまで、少し席でお待ちくださいますようお願い申し上げます。

（説明資料の資料3から資料5を回収）

（回収資料の確認終了）

**○事務局（鈴木主幹）**

本日の審議はこれで終わりますので、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

時間のある方は、また模型を見ていただいても結構でございますので、よろしく願いをいたします。